

静岡県告示第233号

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第395号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

別表2中

「

小水力発電のための設備	出力100キロワット以下
-------------	--------------

を

」

「

小水力発電のための設備	出力200キロワット以下
-------------	--------------

に改める。

」

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。